

今後の議論の進め方

2018年10月29日

資源エネルギー庁

前回のWGにおける御意見

- 卸供給の促進や小売間競争を進めるといったことは非常に重要な問題・課題であるが、競争の進み方や実態を踏まえて、どこが電力と共通して考えるべきところなのか、差異を踏まえた対応をすべきなのかといったところをきちんと見きわめた上で、このガスシステム改革の目的といったことに照らして、どのような選択肢をとることが合理的なのかということをご丁寧にみていく必要がある。
- 国内の卸小売市場の競争促進も非常に重要ではあるが、そのみに固執せず、強大なオイルメジャーとの交渉、もしくはそのバイイングパワーを強化しつつある新興国などとのグローバルで見たLNG獲得競争を勝ち抜くには、どのような環境整備が重要であるのかという視点も必要。
- 大手電力会社や石油会社の本格的な市場参入が遅れたことや、プラットフォーム事業者の立ち上がりも間もないことも踏まえ、今後の議論の中では、適宜アップデートされた、もしくはフォワードルッキング的な競争状況の変化も踏まえた議論が重要。
- ガスシフトの重要性は認識しているが、これはそう閣議決定に書かれた、基本計画に書かれたから、だからもう自動的に政府が大々的にいろんな補助をして推進してくれるということではない。

本WGにおける検討の基本的な考え方

- 前回の御意見も踏まえ、以下の方針を基本として検討を進めることとしてはどうか。

基本的な考え方

ガスシステム改革の目的の達成のため、必要な措置を講じる。

- ①安定供給、②ガス料金を最大限抑制、③メニューの多様化と事業機会の拡大、④ガスの利用拡大

背景にあるガス事業の特性

<調達・製造の観点>

- ・ガス(LNG)の調達には一定の規模が必要。基地建設についても同様。
- ・ガス供給市場（≒卸市場）は自ずと寡占化し易い構造。

<小売の観点(NW部門に起因するものを含む)>

- ・ガス事業特有の保安業務への対応。（安全上不可欠）
- ・小規模な新規参入者のガスの自前調達は非現実的。
- ・エリアによって異なる需要密度。（需要密度の低い地域は相対的に新規参入のインセンティブが低い）

現状の制度的対応

- ・基地の第三者利用制度を創設。新規参入者が既存事業者の基地を利用可能な環境。
- ・振替供給等により、新規参入者の参入促進を図っている。
- ・ガイドラインに適正な卸取引に関する事項を記載。

- ・ガス事業法の改正に伴い、ガス栓までの保安業務を導管事業者が担うよう整理済み。（小売事業者は消費機器の保安のみを担うが、既存事業者に委託も可。）
- ・ワンタッチ卸（需要場所でガスを受け渡す卸の形式）やパンケーキ解消、同時同量制度の見直し等により、新規参入者の負担軽減も可。

本WGにおける検討の方向性

足下の新規参入者の参入状況や導管部門の分離といったガスシステム改革に伴う環境変化のみならず、グローバルで見たLNG獲得競争といった上流を含むガス産業全体の環境変化も踏まえつつ、規制改革実施計画において示された課題も含め、ガスシステム改革の目的を達するため必要な制度的措置を検討する。なお、ガス利用の拡大に関する事項など、ガス市場政策全体に関わる課題について検討が必要と考えられる場合には、電力・ガス基本政策小委員会に論点提起を行う。

今後の議論の進め方①

- 前項の考え方を踏まえ、当面は以下の通り議論を進めることとしてはどうか。

<早期に結論を得ることを目指すもの>

1. 新規参入者の参入促進策の検討（ガス卸供給の追加的な促進策）

- 前回の本WGでの議論の通り、2017年4月のガス小売全面自由化から約1年半が経過。この間、新たに自由化された家庭用部門で一定のスイッチングが進み、新たなサービス・料金メニューが出現するなど、一定の効果が見られる。
- 他方で、①電気事業に比しても（※）新規参入者の数が限定的である、②一部の地域ではスイッチングが生じていない（＝新規参入又は越境販売が行われている地域が偏重）といった課題も明らかになり始めている状況。また、家庭部門、商業部門の新規参入もまだ限定的（ただし、本格的な市場参入が遅れた事業者がいたこと等にも留意が必要）。

※電力の小売全面自由化が開始された2016年4月時点の小売登録件数は291件、全面自由化から約2年が経過した2018年4月時点の登録件数は478件。ただし、電気事業においては全国で送配電網が整備されている一方で、都市ガス事業においては導管が全国で整備されていないといった事業環境の差があることから、単純に比較ができないことには留意が必要。（出所：第10回電力・ガス基本政策小委員会 資料3-1）

- このため、ガス小売市場がより競争的な環境となるよう、まずは新規参入者の参入促進策を検討する。

2. 一括受ガス容認の妥当性の検討

- 規制改革実施計画において、平成30年度中に結論を得ることとされた一括受ガスについて、電気事業における一括受電の扱いも踏まえつつ、その妥当性について検討する。

今後の議論の進め方②

＜その後結論を得ることを目指すもの＞

3. 熱量バンド制の導入に関する検討

- 導管に注入するガスの熱量を一定に維持する現行の標準熱量制から、一定の範囲で熱量の差異を認める熱量バンド制に移行することについて、そのメリット・デメリットを検証し、その導入の適否について検討する。

※規制改革実施計画においては、平成31年度中に調査・論点整理することとされている。

4. LNG基地の第三者利用の追加的な促進策の検討

- 現状の制度の検討も踏まえつつ、LNG基地の第三者利用制度について、対象の拡大の要否も含め、今後の制度の在り方を検討する。

※規制改革実施計画においては、平成31年度中に方針を整理することとされている。

5. その他

- 上記に加え、競争状況や既に講じた措置の効果等を見極めつつ、追加的な競争活性化策、安定供給の確保等の観点から検討が必要な措置や制度の見直しについて検討を行う。

(参考) ガスシステム改革の目的

- ガス事業は、従来、垂直統合の許可制とされ、小売やネットワークの維持・運用等を特定の事業者が地域独占的に行ってきた公益事業である。
- 1990年代以降、小売部門の部分自由化を進めており、価格交渉力のある大口需要へのガス供給について、基準となる需要量を段階的に引き下げながら、地域独占、料金規制を撤廃してきた。
- 2010年代に入り東日本大震災を契機とした電力システム改革が進められる中、ガスについても、以下の様な目的意識の下、小売市場の全面自由化等のガスシステム改革に取り組んできた。

1. 天然ガスの安定供給の確保

- ◆ ガス導管網の新規整備や相互接続により、災害時供給の強靱化を含め、天然ガスを安定的に供給する体制を整える。

2. ガス料金を最大限抑制

- ◆ 天然ガスの調達や小売サービスの競争を通じ、ガス料金を最大限抑制。

3. 利用メニューの多様化と事業機会拡大

- ◆ 利用者が、都市ガス会社や料金メニューを多様な選択肢から選べるようにし、他業種からの参入、都市ガス会社の他エリアへの事業拡大等を通じ、イノベーションを誘発。

4. 天然ガス利用方法の拡大

- ◆ 導管網の新規整備、潜在的なニーズを引き出すサービス、燃料電池やコージェネレーションなど新たな利用方法を提案できる事業者の参入を促進。

(参考) 第5次エネルギー基本計画におけるガスシステム改革の位置付け

第2章 2030年に向けた基本的な方針と政策対応

第2節 2030年に向けた政策対応

7. エネルギーシステム改革の推進

(2) ガスシステム改革の推進

- ガスシステム改革については、電力システム改革と相まって、ガスが低廉・安全かつ安定的に供給され、消費者に新たなサービスなど多様な選択肢が示されるガスシステムの構築に向け、小売の全面自由化、LNG基地の在り方も含めた天然ガスの導管による供給インフラのアクセス向上と整備促進や簡易ガス事業制度の在り方などの改革を実施するため、ガス事業法を改正し、2017年4月1日からガスの小売全面自由化などを実施した。(略) 今後は、より競争的な市場環境を整備していくとともに、2022年4月1日に予定される大手ガス事業者の導管部門の法的分離を着実に実施する。
 - 小売全面自由化後、ガス、石油、電力の異業種間での連携、地域を超えた新規参入の動きが出てきており、さらには、新規参入者に対し、ガスの卸や保安業務などのガス事業への新規参入に必要なサービスを提供する事業者の動きなども出てきていることから、ガスシステム改革は着実にその実現に向けて進展している。
- (中略)
- ガス小売全面自由化の進捗状況も踏まえ、ガスがより低廉に供給されるよう、LNG基地の第三者利用の推進などガス取引の活性化に向けた施策や原料調達の高廉化のための取組についても検討していく。

(参考) 第5次エネルギー基本計画における天然ガスの位置付け

第2章 2030年に向けた基本的な方針と政策対応

第1節 基本的な方針

3. 一次エネルギー構造における各エネルギー源の位置付けと政策の基本的な方向

(4) 天然ガス

①位置付け

- 現在、電源の4割超を占め、熱源としての効率性が高いことから、利用が拡大している。海外からパイプラインを通じた輸入はないが、石油と比べて地政学的リスクも相対的に低く、化石燃料の中で温室効果ガスの排出も最も少なく、発電においてはミドル電源の中心的な役割を果たしている。
- 水素社会の基盤の一つとなっていく可能性もある。
- 今後、シェール革命により競争的に価格が決定されるようになっていくことなどを通じて、各分野における天然ガスシフトが進行する見通しであることから、長期を展望した環境負荷の低減を見据えつつその役割を拡大していく重要なエネルギー源である。

②政策の方向性

- 我が国は、現時点では、国際的には高い価格でLNGを調達しており、電源としての過度な依存を避けつつ、供給源多角化などによりコストの低減を進めることが重要である。
- また、地球温暖化対策の観点からも、コージェネレーションなど地域における電源の分散化や水素源としての利用など、利用形態の多様化により、産業分野などにおける天然ガスシフトを着実に促進し、新陳代謝によりコンバインドサイクル火力発電など天然ガスの高度利用を進めるとともに、緊急時における強靱性の向上などの体制整備を進める必要がある。

(参考) ガス小売全面自由化の状況

①小売事業者の登録・スイッチング・新規参入者のシェアの状況

- 自由化後、電力会社、LP会社など25者が新たに一般家庭への供給を開始（予定を含む）。
- 他社スイッチング（申込ベース）は、2018年9月末時点で、約141万件（約5.6%）※1と、着実に増加。近畿が最多の約64万件（スイッチング率は約10.4%）であり、関東でも最近伸びてきている。自社スイッチング（実績ベース）※2は、2018年7月末時点で、約116万件（8.0%）。
 - ※1 選択約款の契約件数を母数から除いた場合、全国でのスイッチング率は、7.2%。
 - ※2 自社スイッチングは、規制料金から自由料金への移行であり、規制料金が残っている9事業者（2018年7月末時点）が対象。
- 新規参入者の販売量シェア（全需要種合計）は、2018年7月末時点で、12.3%。

②新たなサービス・料金メニューの出現

- 電気・通信サービスなどとのセット割引といった新たな料金メニュー
- 水回りや鍵トラブル対応などの生活関連支援サービスといった新たなサービスメニュー

③新規参入の新たな動き

- ガス・石油・電力の異業種間での連携（共同で都市ガス製造・供給の新会社を設立）、地域を越えた新規参入（首都圏での都市ガス供給のための新会社設立）の動きが出てきている。
- また、新規参入者に対し、ガスの卸や保安業務などのガス事業への新規参入に必要なサービスを提供する事業者の動きも出てきている。

(参考) 自由化後の小売事業者の登録状況

- 経済産業省では、2016年8月1日から小売の事前登録申請を受け付け、これまで、64者が登録済。このうち、今回の自由化を機に、越境販売を含め、新たに一般家庭へ供給（予定を含む）しているのは、25者。（2018年10月23日時点）

電気事業者（6社）

- ・東北電力
- ・東京電力エナジーパートナー ※1
- ・中部電力 ※1
- ・関西電力 ※1
- ・四国電力
- ・九州電力 ※1

旧一般ガス事業者（6社）

- ・東京ガス ※1
- ・日本瓦斯 ※1
- ・東彩ガス ※1
- ・東日本ガス ※1
- ・新日本ガス ※1
- ・北日本ガス ※1

LPガス事業者（11社）

- ・河原実業 ※1
- ・レモンガス ※1
- ・サイサン ※1
- ・イワタニ長野
- ・赤間商会
- ・ガスパル ※1
- ・クリーンガス金沢
- ・有限会社ファミリーガス
- ・有限会社神崎ガス工業
- ・エネックス ※1
- ・三ツ輪商会

旧大口ガス事業者※2（20社）

- ・朝日ガスエナジー
- ・岩谷産業
- ・三菱ケミカル
- ・テツゲン
- ・仙台プロパン
- ・ネクストエネルギー
- ・上越エネルギーサービス
- ・東京ガスエンジニアリングソリューションズ
- ・北陸天然瓦斯興業
- ・合同資源
- ・鈴与商事
- ・鈴興
- ・富山グリーンフードリサイクル
- ・甲賀エナジー
- ・近畿エア・ウォーター
- ・小倉興産エネルギー
- ・熊本みらいエル・エヌ・ジー
- ・新日鐵住金
- ・プログレッシブエナジー
- ・りゅうせき

(注1) 旧一般ガス事業者及び旧簡易ガス事業者のうち、みなしガス小売事業者は除く。

(注2) 事業譲渡の場合は除く。

旧ガス導管事業者※3（9社）

- ・JXTGエネルギー ※1
- ・石油資源開発
- ・国際石油開発帝石
- ・三菱石油
- ・南遠州パイプライン
- ・エア・ウォーター
- ・東北天然ガス
- ・エネロップ
- ・筑後ガス圧送

その他の事業者（12社）

- ・日本ファシリティーズ・ソリューション
- ・豊富町
- ・ファミリーネット・ジャパン ※1
- ・HTBEナジー ※1
- ・イーレックス ※1
- ・中央電力 ※1
- ・CDIエナジーダイレクト ※1
- ・関電エネルギーソリューション
- ・PinT ※1
- ・エフビットコミュニケーションズ ※1
- ・アストマックス・トレーディング ※1
- ・イーエムアイ ※1

※1 越境販売を含め新たに一般家庭へ供給（予定を含む）

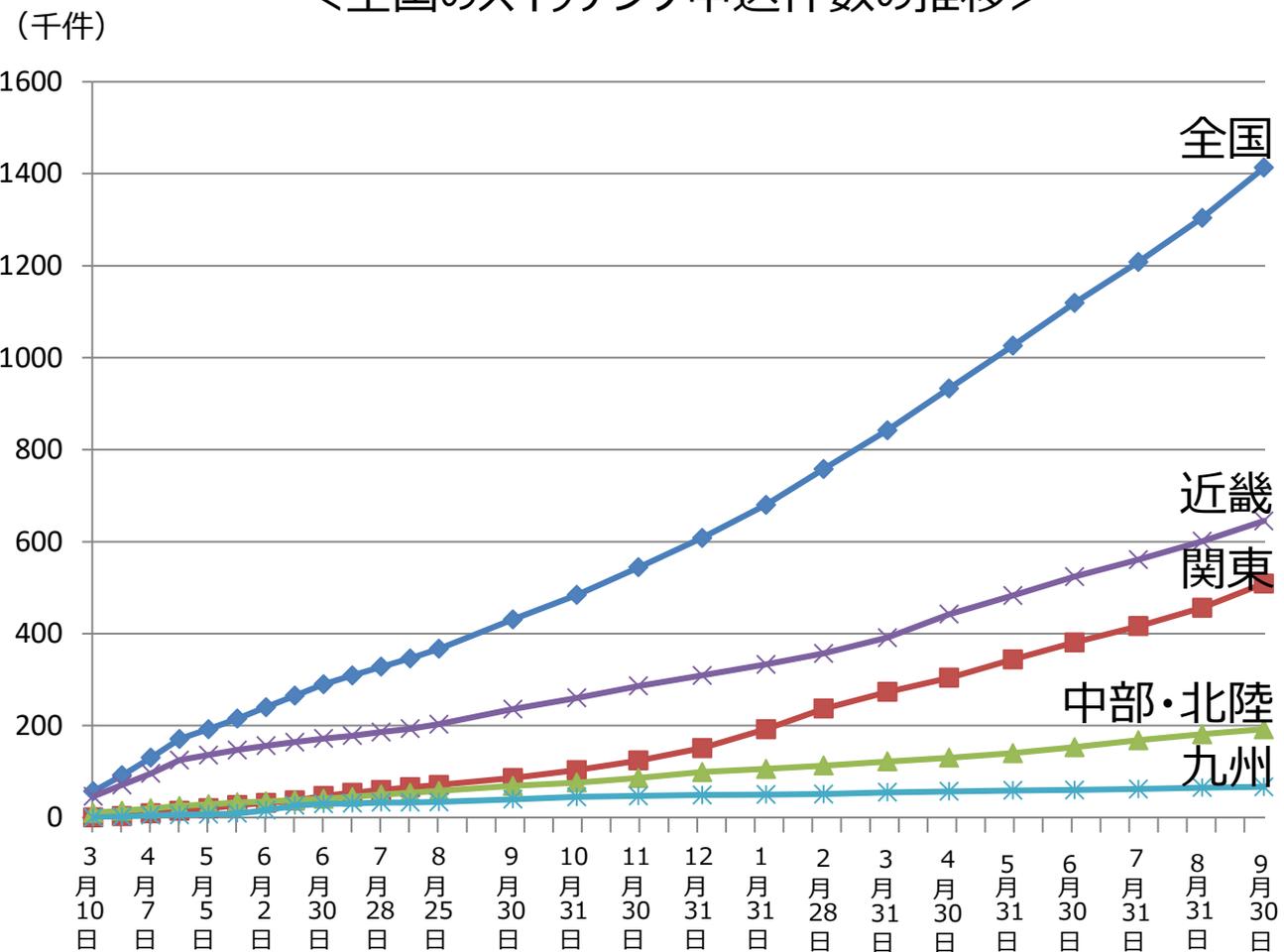
※2 旧大口ガス事業者 年間ガス供給量 10万m³以上の大口需要家へのガスの供給を行う者で、一般ガス事業者、簡易ガス事業者、ガス導管事業者に該当する者を除いた者

※3 旧ガス導管事業者 自らが維持し、及び運用する特定導管により、卸供給及び大口供給の事業を行う者のうち、一般ガス事業者や簡易ガス事業者には該当する者を除いた者

(参考) ガス小売事業者間スイッチングの申込状況

- 2017年3月1日～2018年9月30日分の契約先の切り替え（スイッチング）の申込件数は、全国で約141万件となっている。
- 地域別で見ると、近畿が最多だが、最近は関東が伸びている。

〈全国のスイッチング申込件数の推移〉



地域	申込件数 【単位：件】	スイッチング率 (※1) 【単位：%】
北海道	—	—
東北	—	—
関東	509,008	3.9
中部・北陸	192,224	8.0
近畿	644,540	10.4
中国・四国	—	—
九州・沖縄	66,887	4.6
全国	1,412,659	5.6 (※2)

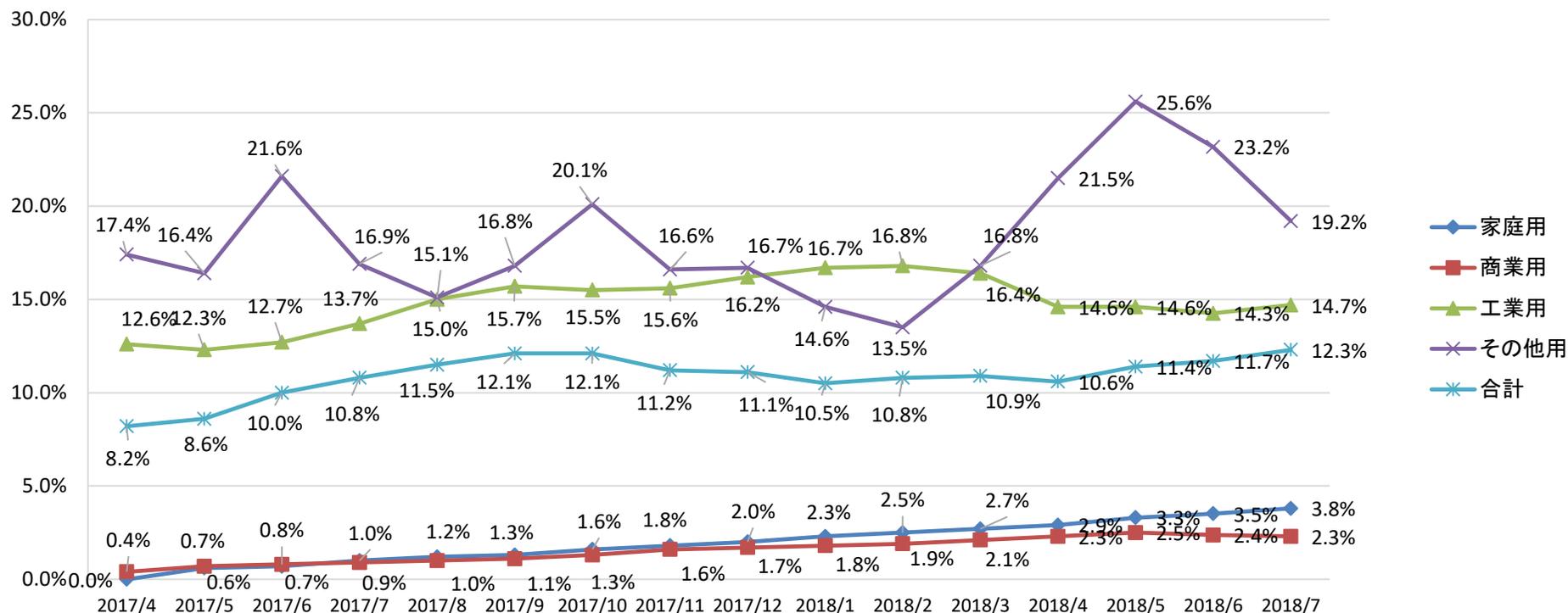
(※1) 2017年3月の一般家庭等の契約件数（選択約款含む約2,538万件）を用いて試算。

(※2) 選択約款の契約件数を母数から除いた場合、全国でのスイッチング率は、7.2%。

(参考) 販売量における新規小売の動向

- 全需要種において新規小売の販売量が全体に占める割合は、2018年7月で12.3%となっている。
- 今回新たに自由化された小口部門の主な需要先である家庭用では3.8%になっており、小売全面自由化を契機として、商業用、工業用についても増加している。

販売量に占める新規小売の割合



※ 1 その他用とは、商業用、工業用に当たらない官公庁、学校、大公使館、試験研究機関、病院等向けに販売した量を指す。

※ 2 新規小売には越境参入したみなし小売を含む。

(出所) 電力・ガス取引監視等委員会「ガス取引報(2017年4月~2018年7月)」より作成

(参考)ガス事業者が提供する新たな料金メニュー・サービスメニューの類型整理

- 新たな料金メニューやサービスメニューでは次の類型が見られる。

新たな料金メニュー

一般家庭の需要家などに新たに提供される料金メニュー

(例)

<室蘭ガス> 家庭用ガス付帯割引契約「キッズ割」
家庭用として小売供給約款または選択約款を利用しており、同一需要場所で扶養する未就学児が同居している場合、ガス料金から2%割引

ポイントサービス

月々の都市ガスの料金などに応じてポイントが貯まり、貯まったポイントで商品や電子マネー等へ交換できるサービス

(例)

<四国ガス> ポイントサービス「ガボタ」
ガス料金100円につき1ポイントが付与され、電子マネー等と交換可

セット割引

都市ガスを電気、通信サービスなどとセットで割引価格により提供するメニュー

(例)

<日本ガス(鹿児島)> 日本ガスグループトリプル割
日本ガスグループのガス・電気・インターネット(光回線・プロバイダ)の3つの契約により、インターネットの利用料金が割引

見守りサービス

都市ガスの使用状況を離れた家族にメールで通知したり、異変を感知した際に関係機関に連絡するサービス

(例)

<仙台市ガス局> 安心・安全見守り活動
検針時、ガス使用量が極端に少ない、郵便物が溜まっている等の異変があった場合、関係機関に連絡

駆けつけサービス

水回りや鍵、窓ガラスのトラブルなど、緊急時に対応してもらえるサービス

(例)

<上野都市ガス> 駆けつけサービス
水回りや鍵、窓ガラス、電気設備のトラブル時に駆けつけるサービス

見える化サービス

WEBで都市ガスや電気の使用量や料金の確認が需要家自らできるサービス

(例)

<北海道ガス> TagTag
電気・ガスの使用量・料金の照会や省エネに役立つ情報が掲載(会員制Webサイト)

(参考) ガス事業への新規参入状況について

- 2017年4月の小売全面自由化開始から、一般家庭向けの小売販売として、電力会社3社とLP事業者3社が新規参入し、ニチガスグループ5社が、越境販売開始。2017年7月からは、東京電力EPが、新規参入者として事業を開始。
- 2017年8月、東京電力EPとニチガスが、共同出資し、新規参入者向けに、都市ガスの調達や販売に必要な機能・ノウハウなどの事業運営基盤（プラットフォーム）を提供する「東京エナジーアライアンス株式会社」を設立。
- 2017年10月、東電FP、JXTGエネルギー、大阪ガスは、川崎市扇島地区に、都市ガス製造・供給の新会社を設立。
- 2018年1月、大手エネルギー事業者のJXTGエネルギーが、2018年度中に、家庭向けガス小売販売を開始する予定であることを発表。2018年1月9日変更登録済。
- 2018年4月より、新電力のHTBエネルギーとイーレックスが、東京エナジーアライアンスが提供するプラットフォームサービスを利用し、東京ガス管内（東京地区等）で、ガス小売事業に新規参入。
- 2018年6月、中部電力と大阪ガスの共同出資会社であるCDエネルギーダイレクトが、首都圏における家庭用・ビジネス用の電気、ガス等の販売事業を開始。

(参考) 規制改革実施計画について

- 「規制改革実施計画」(平成30年6月15日閣議決定)においても、ガス小売市場における競争を促進する観点から、以下のような課題について検討し、結論を得て、必要に応じて措置を講ずることとされている。

本WGに関連する事項

(1) ガス卸供給の促進

- ・ガス小売市場の競争促進のため、卸供給促進のための仕組みについて専門的な検討を行う。【平成30年度結論】

(2) 一括受ガスによる小売間競争の促進

- ・一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置について検討を行う。【平成30年度結論】

(3) 熱量バンド制への移行

- ・現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行について、諸外国における都市ガスの供給状況等を踏まえて検討。
【平成31年度中間整理】

(4) LNG基地の第三者利用の促進

- ・LNG基地の第三者利用を促進する観点から、事業者のニーズや新規参入の状況等を踏まえ、対象となるLNG基地の拡大について検討を行う。【平成31年度結論】

投資等WG委員等名簿

規制改革推進会議の下に設置された投資等WGにおいて、ガス小売市場の競争について議論がなされた。

<委員>

座長	原 英史	政策工房代表取締役社長
	吉田 晴乃	BTジャパン代表取締役社長
	飯田 泰之	明治大学政治経済学部准教授
	森下 竜一	大阪大学大学院医学系研究科 寄付講座教授
	八代 尚宏	昭和女子大学グローバルビジネス 学部特命教授

<専門委員>

	角川 歴彦	KADOKAWA取締役会長
	村上 文洋	三菱総合研究所 主任研究員

※「規制改革実施計画」より抜粋・要約して作成。同計画における決定事項については電力・ガス取引監視等委員会、ガス安全小委員会と適宜連携しつつ検討を進める予定。